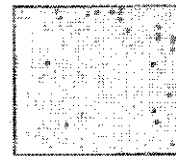


令和4年度さいたま市市民活動及び協働の推進助成金団体希望助成応募申請書

令和4年8月10日

団体名 特定非営利活動法人
都市づくりエヌピーオーさいたま
所在地 〒336-0917
さいたま市緑区芝原二丁目16番地21
代表者職 理事長
代表者氏名 中津原 努



※署名によらない場合は、押印してください

令和4年度さいたま市市民活動及び協働の推進助成金団体希望助成について、別紙のとおり応募
します。



事業計画書

団体名	特定非営利活動法人都市づくりエヌピーオーさいたま
-----	--------------------------

* 事業の概要	
事業の名称	<p>*この事業は、何という名前ですか？</p> <p>都市づくり NPO さいたま 創立 20 年プロジェクト</p>
事業の分野	<p>*この事業の分野は、どのような分野ですか？ <input type="checkbox"/> (四角) に <input checked="" type="checkbox"/> (チェック) を入れてください。 また、この事業を文章で短く言い表すと、どのようになりますか？ (100 字程度)</p> <p>事業の分野</p> <p><input type="checkbox"/> 保健・医療・福祉 <input type="checkbox"/> 社会教育 <input checked="" type="checkbox"/> まちづくり <input type="checkbox"/> 観光 <input type="checkbox"/> 農村漁村 <input type="checkbox"/> 学術・文化・芸術・スポーツ <input type="checkbox"/> 環境 <input type="checkbox"/> 災害救援 <input type="checkbox"/> 地域安全 <input type="checkbox"/> 人権・平和 <input type="checkbox"/> 国際協力 <input type="checkbox"/> 男女共同参画 <input type="checkbox"/> 子ども <input type="checkbox"/> 情報化社会 <input type="checkbox"/> 科学技術 <input type="checkbox"/> 経済活動 <input type="checkbox"/> 職業・雇用 <input type="checkbox"/> 消費者保護 <input type="checkbox"/> その他 ()</p>
と その 概 要	<p>特定非営利活動法人都市づくり NPO さいたまの創立 20 年を記念して、これまでの活動事例や、今後の活動方針を広く地域社会に発信するための小冊子を制作し、協働によるまちづくりについて市民への啓発を図る。</p> <p>もって、都市づくり NPO さいたまのミッション推進を図る。</p>
対 象 者	<p>*この事業は、誰を主な対象に実施しますか？</p> <p>さいたまを中心とする地域に居住する市民、まちづくり行政に関係する行政職員、地方議員、まちづくり分野で活動する市民団体関係者、大学等の研究者や学生</p>
実 施 期 間	<p>*この事業は、いつからいつまでに実施しますか？</p> <p>令和 4 年 10 月 ~ 令和 5 年 3 月</p>
総 事 業 費	<p>*この事業は、いくら資金が必要ですか？ (そのうち助成金はいくらですか？)</p> <p>350,000 円 (助成金交付申請額 265,500 円)</p>

団体名	特定非営利活動法人都市づくりエヌピーオーさいたま
-----	--------------------------

1 現状における課題と事業の目的

*この事業は、何を課題としてとらえましたか？（課題：地域や市民等にある解決が必要な事柄）

市民が自ら居住する地域のまちづくりに関心を持ち、行政と協働してまちづくりを進めるためには、まちづくりの専門性を有する中間支援組織のコーディネートが不可欠である。しかし、そうした中間支援組織の必要性や協働によるまちづくりについて、市民の間では十分な理解が進んでいない。また近年は、官学民（行政・大学・NPOなどの民間）の連携によるまちづくりの推進が求められるケースが多いが、三者を仲立ちして健全で創造的な協働関係をコーディネートする力をもつ中間支援組織への期待は、今後より一層高まると考える。

*この事業は、何を目的に設定しましたか？

（目的：課題に対応して何を旨とするか。課題が解決したときの、地域や市民等が得られる理想の姿。）

都市づくり NPO さいたまは、さいたま市を中心とする地域で、市民と行政の協働によるまちづくりの推進をミッションとして 20 年活動してきた。しかし、まだまだ社会的認知は不十分と思われ、そのため、事例等を中心とした協働によるまちづくりに関する分かりやすい情報発信をすることで、市民、行政の関心を高める。

2 事業の具体的な内容

*この事業は、どんな手段で課題を解決しますか？（いつ、どこで、だれが・だれに、なにを、どうするの視点で）

※目的を達成するための事業が複数ある場合には、事業②の欄を追加（挿入）してください。

事業①の事業名	都市づくり NPO さいたま 創立 20 年プロジェクト
いつ（ころ）	令和 4 年 10 月～令和 5 年 3 月末
どこで	さいたま市内
だれが（主体） だれに（対象）	都市づくり NPO さいたまが、さいたまを中心とする地域に居住する市民、まちづくり行政に関係する行政職員、地方議員、まちづくり分野で活動する市民団体関係者、大学等の研究者や学生などに向けて、
なにを	市民と行政の協働によるまちづくり、官学民連携のまちづくりの推進において、まちづくりの専門性を有する中間支援組織の役割がいかに重要で効果的かということ、
どうする	都市づくり NPO さいたまの過去 20 年の活動実績を振り返りつつ今後の活動の発展を期する記念冊子によって広く社会に発信し、都市づくり NPO さいたまへの社会的認知と協働の広がりを図る。

※パソコンで作成される方で、記入欄が不足して書ききれない場合は、行を追加してください。手書きで作成される方は、別紙に記入して添付してください。

団体名	特定非営利活動法人都市づくりエヌピーオーさいたま
-----	--------------------------

3	この課題に関連した、団体のこれまでの取組や特性
<p>*この課題に関連して、団体が今までに取り組んできたことはどんなことですか？</p> <ul style="list-style-type: none"> ・まちづくり・都市計画分野の政策提言、情報発信、オピニオン活動 ・まちづくり人材育成や交流・ネットワーキング活動 ・テーマ別まちづくり課題への取組 ・特定地区のまちづくり課題への取組 <p>など</p>	
<p>*この課題に関連して、団体がもつ強みや生かせるノウハウはどんなことですか？</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建築土木、都市計画、経済、環境、福祉、デザインなど、まちづくりが包含する多様な領域の専門家が参画していること ・大学研究者、行政職員（まちづくり分野の技術職）、民間の都市計画コンサルタントなど多様な立場の専門家が参画していること ・自ら地域で市民活動を実践しているメンバーが多く、地域に多様な人的ネットワークを有していること ・20年の活動において行政からの業務委託の実績が豊富で社会的責任を果たしてきていること 	
<p>*この課題に取り組む団体の思い（熱意・姿勢）はどんなことがありますか？</p> <p>団体の起源は、浦和市、大宮市、与野市の3市合併協議の段階で、この地域で活動するまちづくり専門家が市民と行政の協働によるまちづくりの必要性を捉え、協働を推進する中間支援組織たらんとNPO法人として創立したもの。</p> <p>以来20年活動を積み重ねてきたが、いまだこの地域における市民と行政の協働は道半ばであり、官学民連携という新しい枠組みにおいてもまちづくりの専門家による中間支援組織の必要性は高いと考えている。</p>	

4	事業により期待できる成果・効果
<p>*この事業が、直接的に達成できることは何ですか？また、その達成できたことによって、地域や市民にどんな良い影響がありますか？（団体、参加者など事業に携わるすべての人に波及する成果、効果を書いてください。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民が協働によるまちづくりの意義を理解すること ・都市づくりNPOさいたまのミッションへの理解を広げること ・都市づくりNPOさいたまを中間支援組織、コーディネーターとして活用した協働のまちづくりの輪を広げること ・現代社会で重視されるSDGsは、多様な専門領域を横断し接続する総合的なまちづくりの視座が不可欠だが、都市づくりNPOさいたまには多様な専門的知見への集積があり、まちづくりの実践への適用が期待できること 	

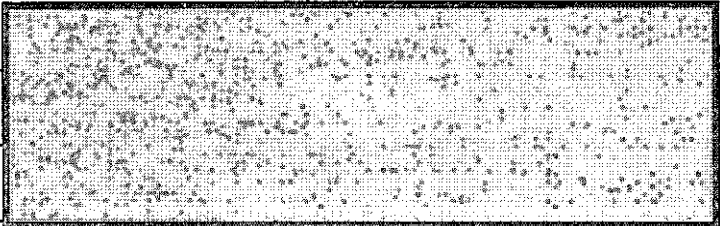
※パソコンで作成される方で、記入欄が不足して書ききれない場合は、行を追加してください。手書きで作成される方は、別紙に記入して添付してください。

団体名	特定非営利活動法人都市づくりエヌピーオーさいたま
-----	--------------------------

5	事業の詳細な計画	
	事業①	
	*事業の計画はどのように考えていますか？ 準備、活動、振り返り等について、体制、実施する時期、どこで、だれが（参加者の属性や人数などを含む）等具体的に何を行うか記入してください。※目的を達成するための事業が複数ある場合は、事業②の欄を追加（挿入）してください。	
	実施時期	実施内容
	2022年10月	①企画編集会議の実施
	2022年10月	②編集デザイン作業
	2022年10月～11月	③印刷製本
	2022年12月 ～2023年3月	④記念イベント（シンポジウム等）の開催
	2022年12月～	⑤市民活動サポートセンターのチラシラックへの冊子配架（無料配布）
	2022年12月～	⑥行政、大学、市民団体等のまちづくり関係者や都市づくりNPOさいたまの活動場面を通じた冊子の無料配布

※パソコンで作成される方で、記入欄が不足して書ききれない場合は、行を追加してください。手書きで作成される方は、別紙に記入して添付してください。

団体名	特定非営利活動法人都市づくりエヌピーオーさいたま
-----	--------------------------

6 事業の実施体制		
* 団体において、事業の実施に関わる人はだれですか？この事業における具体的な役割と併せて記入してください。 ※事業を実施する際に中心的な役割を担う人を10名以内で記入してください。		
氏名	団体における役職等	この事業における役割
中津原努	理事長	統括責任者
		副統括責任者
		プロジェクト・リーダー
		プロジェクト・サブリーダー

※パソコンで作成される方で、記入欄が不足して書ききれない場合は、行を追加してください。手書きで作成される方は、別紙に記入して添付してください。

事業収支計算書（計画、交付申請、変更、実績）

<収入>

単位：円

区 分		算出根拠	金 額
収入合計 (A)		(a) + (b)	350,000
自己資金額 (a)		①～⑥の合計 (d)と同額	84,500
団体の自己資金	① 自己資金		14,500
	②		
	③		
費用の徴収	④ 有志会員協力金 (冊子買取相当額として)	500円×100冊相当	50,000
	⑤ 記念イベント参加会費	会費 1,000円×20人	20,000
	⑥		
助成金交付申請額 (b)		(c)と同額	265,500

<支出>

区 分		算出根拠	金 額
支出合計 (総事業費) (B)		(c) + (d)	350,000
助成対象経費のうち 助成金限度額を上回らない経費	① 印刷製本費	デザイン制作費 250,000円 冊子 (A4版カラー16頁) 印刷費 15,500円 (50,000円のうち)	265,500
	②		
	③		
	④		
	⑤		
	⑥		
	⑦		
	⑧		
	⑨		
	⑩		
助成金充当経費計 (c)		①～⑩の合計 (b)と同額	265,500
助成対象経費のうち 助成金限度額を上回る経費	⑪ 印刷製本費	印刷費 50,000円のうち助成金額を上回る 34,500円分	34,500
	⑫ ページとりまとめ担当者謝金	見開き 2頁あたり 5,000円×6人・式 (16頁中表紙裏表紙目次の4頁分を除く12頁について)	30,000
	⑬ 原稿執筆ないし取材対応謝金	1原稿 800文字程度ないし 1取材あたり 2,000円×10人・式	20,000
	⑭		
	⑮		
自己資金充当経費計 (d)		⑩～⑮の合計 (a)と同額	84,500

※ (A) = (B)、(a) = (d)、(b) = (c) になるように記入してください。

団体概要

(ふりがな) 団体名		とくていひえいりかつどうほうじんとしづくりえぬびーおーさいたま			
(ふりがな) 代表者		なかつはら つとむ			
代表者		中津原 努			
連絡責任者	(ふりがな) 氏名				
	住所				
	電話/FAX				
	E-mail				
設立年月日		平成 14 年 3 月 12 日			
団体の目的		<p>本法人は、さいたま市およびその周辺地域において、まちづくりに関する様々な課題に取り組むために、建築、土木、都市計画、環境、産業経済、等の専門的な立場から活動及び支援を行い、もって社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。</p>			
会員数		個人会員正会員 26 名 個人賛助会員 11 名 団体会員 1 団体			
さいたま市内における 主な活動内容		<p>(1) 都市づくり、まちづくりに関する調査及び研究事業 (2) 都市づくり、まちづくりに関する情報発信事業 (3) 都市づくり、まちづくりに関する普及、人材育成事業 (4) 都市づくり、まちづくりに関するコーディネート、ファシリテート事業 (5) 市民のまちづくり、住まいづくり活動に対する支援事業 (6) その他、本法人の目的を達成するために必要な事業</p>			
団体の財政規模		本年度予算 (令和3年10月 ~ 令和4年9月)			
		<収入の部>		<支出の部>	
		会費収入	323 千円	事業費	700 千円
		寄附収入	10 千円	管理運営費	1,285 千円
		事業収入	510 千円	その他支出	0 千円
		その他収入	200 千円		
		計	1,043 千円	計	1,985 千円
		前年度決算 (令和2年10月 ~ 令和3年9月)			
		<収入の部>		<支出の部>	
		会費収入	369 千円	事業費	3,476 千円
寄附収入	2 千円	管理運営費	2,233 千円		
事業収入	4,578 千円	その他支出	0 千円		
その他収入	100 千円				
計	5,049 千円	計	5,709 千円		
添付書類		<p>* □ (四角) に ☑ (チェック) を入れてください。</p> <input checked="" type="checkbox"/> 定款又は会則等 <input checked="" type="checkbox"/> 正会員の名簿ならびに最新の役員名簿 <input checked="" type="checkbox"/> 最新年度の団体の活動予算書 <input checked="" type="checkbox"/> 直近1事業年度分の活動計算書 (収支計算書) <input type="checkbox"/> 成年被後見人等に該当しないことを確認した旨の書面 (任意団体のみ) <input type="checkbox"/> 団体目的等についての確認書 (任意団体のみ) <input type="checkbox"/> その他 ()			

定款

特定非営利活動法人都市づくり NPO さいたま

定款

第1章 総則

(名称)

第1条 本法人は、特定非営利活動法人都市づくり NPO さいたまと称する。ただし、登記上はこれを特定非営利活動法人都市づくりエヌピーオーさいたまと表示する。

(事務所)

第2条 本法人は、事務所を埼玉県さいたま市に置く。

(目的)

第3条 本法人は、さいたま市およびその周辺地域において、まちづくりに関する様々な課題に取り組むために、建築、土木、都市計画、環境、産業経済、等の専門的な立場から活動及び支援を行い、もって社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 本法人は、第3条の目的を達成するために、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) まちづくりの推進を図る活動
- (2) 環境の保全を図る活動
- (3) 社会教育の推進を図る活動
- (4) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類及び事業に関する事項)

第5条 本法人は、第3条の目的を達成するために、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

- (1) 都市づくり、まちづくりに関する調査及び研究事業
- (2) 都市づくり、まちづくりに関する情報発信事業
- (3) 都市づくり、まちづくりに関する普及、人材育成事業
- (4) 都市づくり、まちづくりに関するコーディネート、ファシリテート事業
- (5) 市民のまちづくり、住まいづくり活動に対する支援事業
- (6) その他、本法人の目的を達成するために必要な事業

第2章 会員

(会員の種類)

第6条 本法人には、次に掲げる会員を置き、正会員をもって特定非営利活動促進法上の社員とする。

- (1) 正会員 本法人の目的に賛同し、第5条の事業に協力しようとして入会した個人及び

団体。

(2) その他の会員 理事会が別に規則において定めた会員

(入会)

第7条 本法人の正会員になろうとする者は、別に定める入会申込書を理事長に提出するものとする。

2 理事長は、前項の入会申込者が、第3条に定める本法人の目的に賛同し、第4条から第5条に定める活動及び事業に協力できる者と認めるときは、正当な理由がない限り、入会を承諾し、入会申込者に対しこれを通知するものとする。

(会費)

第8条 会員は、毎年一回年会費を納入しなければならない。

2 年会費の額は、別に理事会で定めるものとする。

(退会)

第9条 会員で本法人を退会しようとする者は、別に定める退会届を理事長に提出し任意に退会することができる。

2 会員が次の各号の一に該当するときは、理事会の議決を経て、退会したものとみなすことができる。

(1) 死亡または失踪宣告を受けたとき

(2) 法人または団体が解散したとき

(3) 会員が会費を2年以上滞納し、かつ催告に応じないとき

(除名)

第10条 会員が次のいずれかに該当するときは、理事会の議決を経て、これを除名することができる。

(1) 法令、本法人の定款または規則に違反したとき

(2) 本法人の名誉を毀損し、または本法人の目的に反する行為をしたとき

2 前項の規定により会員を除名する場合は、当該会員にあらかじめ通知するとともに、除名の議決を行う理事会において、当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(会費等の不返還)

第11条 本法人は、会員がすでに納入した会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

第3章 役員

(役員の種類および定数)

第12条 本法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 5人以上30人以内

(2) 監事 2人以上5人以内

2 理事のうち、1人を理事長、2人以上5人以内を副理事長とする。

(選任等)

第13条 理事および監事は、総会において正会員（団体にあつてはその代表者）のうちから選任する。ただし、特に必要があると認められる場合は、それぞれ2人を限度として、正会員以外の者を理事または監事に選任することは妨げない。

2 総会が招集されるまでの間において、補欠または増員のため理事または監事を緊急に選任する必要があるときは、前項の規定にかかわらず、理事会の議決により、これを選任することができる。この場合においては、当該理事会開催後最初に開催する総会において承認を受けなければならない。

3 理事長、副理事長は、理事会において理事の互選により定める。

4 監事は、理事又は本法人の職員を兼ねてはならない。

(職務)

第14条 理事長は、本法人を代表し、その業務を統括する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき、または理事長が欠けたときは、理事会においてあらかじめ定めた順序により、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定めおよび理事会の議決に基づき、本法人の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) 本法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前二号の規定による監査の結果、本法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又は本法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(任期等)

第15条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠または増員により選任された役員任期は、前項の規定にかかわらず、前任者または他の現任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任または任期満了の後においても、第12条に定める最小の役員数を欠く場合には、後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

4 第1項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。ただし、理事会で選出された役員についてはこの限りではない。

5 第1項の規定にかかわらず、任期満了前に、就任後2事業年度が終了した後の総会において後任の役員が選任された場合には、当該総会が終結するまでを任期とする。

(解任)

第16条 役員が次の各号の一に該当するときは、総会において正会員総数の過半数の議決を経て、当該役員を解任することができる。

(1) 心身の故障のために職務の執行に絶えないと認められるとき

(2) 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき

(報酬等)

- 第17条 役員はその総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。
- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
 - 3 前2項に関し、必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(アドバイザー)

- 第18条 本法人にアドバイザーを置くことができる。
- 2 アドバイザーは、学識経験者または本法人に功労のあった者のうちから、理事会の推薦により、理事長が委嘱する。
 - 3 アドバイザーは、本法人の運営に関して理事長の諮問に答え、または理事長に対して意見を述べる。
 - 4 アドバイザーの任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

第4章 会議

(会議の種別)

- 第19条 本法人の会議は、総会、および理事会とし、総会は通常総会および臨時総会とする。

(会議の構成)

- 第20条 総会は、正会員をもって構成する。
- 2 理事会は、理事をもって構成する。
 - 3 監事は、理事会に出席し、意見を述べるることができる。

(会議の機能)

- 第21条 総会は、特定非営利活動促進法およびこの定款に規定するもののほか、理事会が総会に付すべき事項として議決したことを議決する。
- 2 理事会はこの定款に定めるもののほか、次の事項を議決する。
 - (1) 事業計画および収支予算の作成並びにその変更
 - (2) 事業報告および収支決算の承認
 - (3) 役員の報酬、職務
 - (4) 会費の額
 - (5) その他本法人の運営に関する必要な事項

(会議の開催)

- 第22条 通常総会は、毎年1回、毎事業年度終了後に開催する。
- 2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 理事会が必要と認め、招集の請求があった場合
 - (2) 正会員の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があった場合
 - (3) 第14条第4項第4号の規定に基づき、監事が招集する場合
 - 3 理事会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。
 - (1) 理事長が必要と認めた場合
 - (2) 理事の現在数の3分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があった場合

(招集)

- 第 23 条 総会および理事会は、第 22 条第 2 項第 3 号の場合を除き理事長が招集する。
- 2 総会を招集する場合は、日時および場所ならびに会議の目的たる事項およびその内容を示した招集通知を、開会日の 2 週間前までに発して行わなければならない。
- 3 理事会を招集する場合は、日時および場所ならびに会議の目的たる事項およびその内容を示した招集通知を、開会日の 1 週間前までに発して行わなければならない。ただし、議事が緊急を要する場合において、理事長が必要を認めて招集するときは、この限りではない。
- 4 前条第 2 項第 1 号、第 2 号または第 3 項第 2 号の請求があった場合は、理事長は速やかに会議を招集しなければならない。

(会議の運営方法)

第 24 条 総会及び理事会の運営方法はこの定款に定めるほか、別に定める規則による。

(定足数)

- 第 25 条 総会は、正会員総数の 3 分の 1 以上の出席がなければ議決することはできない。
- 2 理事会は理事総数の過半数の出席がなければ議決することはできない。

(表決権等)

- 第 26 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。
- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面または電磁的方法を以て表決し、または他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

第 5 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 27 条 本法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 資産から生じる収入
- (6) その他の収入

(資産の管理)

第 28 条 本法人の資産は理事長が管理し、その管理方法は理事会の議決を経て理事長が別に定める。

(経費の支弁)

第 29 条 本法人の経費は、資産をもって支弁する。

(事業年度)

第 30 条 本法人の事業年度は毎年 10 月 1 日に始まり、翌年 9 月 30 日に終わる。

(事業計画および収支予算)

第 31 条 本法人の事業計画およびこれに伴う収支予算は、毎事業年度毎に理事長が作成し、毎事業年度開始前に理事会の議決を得なければならない。

2 前項の規定による理事会の議決を得た事業計画および収支予算は、当該事業年度中の通常総会に報告しなければならない。

3 当該総会は、報告を受けた事業計画および収支予算の変更を議決できる。変更の議決が行われた場合、理事会は速やかにその議決に基づいて事業計画および収支予算を変更しなければならない。

4 前項を除くもののほか、事業計画および収支予算の変更は、理事会の議決を経て行うことができる。

5 理事会は、事業年度中に事業計画および収支予算を変更した場合は、当該事業年度終了後の通常総会に報告するものとする。

(事業報告および決算)

第 32 条 本法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表および収支計算書等の決算に関する書類は、理事長が事業年度終了後に遅滞なくこれを作成し、監事の監査および理事会の議決を経た上、当該事業年度終了後の通常総会の議決を経なければならない。

2 前項の議決を経た事業報告書、財産目録、貸借対照表および収支計算書は、前事業年度の役員の名簿、役員のうち前年に報酬を受けた者の名簿、社員のうち 10 名以上の名簿を添えて、当該事業年度終了後 3 カ月以内に本法人の所轄庁に提出しなければならない。

(剰余金の処分)

第 33 条 本法人の決算において、剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

第 6 章 定款の変更、解散等

(定款の変更)

第 34 条 この定款を変更しようとするときは、総会において正会員総数の過半数の議決を経て、かつ特定非営利活動促進法第 25 条第 3 項に規定する軽微な事項を除いては、所轄庁の認証を得なければならない。

2 前項の軽微な事項に係る定款の変更を行った場合には、速やかに所轄庁にその旨を届け出なければならない。

(解散)

第 35 条 本法人は、次に掲げる事由により解散する。

(1) 総会の決議

- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 所轄庁による認証の取り消し

2 前項第1号の規定に基づき解散する場合は、正会員総数の3分の2以上の議決を得なければならない。

3 第1項第2号の規定に基づき解散する場合は、所轄庁の認定を得なければならない。

4 この法人が解散したときは、理事が清算人となる。

(合併)

第36条 本法人は、総会において正会員総数の3分の2以上の議決を経、かつ所轄庁の認証を受けなければ、合併することができない。

(残余財産の帰属先)

第37条 本法人が解散の際に有する残余財産は、総会において正会員総数の過半数の議決を経て選定された特定非営利活動法人に譲渡するものとする。

(公告の方法)

第38条 本法人の公告は、本法人の事務所の前の掲示板に掲示するとともに官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページにおいて行う。なお、事故その他やむを得ない事由によってホームページによる公告をすることができない場合は、官報に掲載して行う。

第7章 雑則

(事務局)

第39条 本法人は、事務を処理するため事務局を置く。

2 事務局には、事務局長および所要の職員を置く。

3 事務局長は、理事会の議決を経て理事長が委嘱し、職員は理事長が任免する。

4 事務局の組織および運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(実施細則)

第40条 この定款の実施に関して必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

附則

1 この定款は、本法人が法人として成立した日（以下、「設立日」という）から施行する。

2 本法人設立当初の役員は、第13条第1項および第2項の規定にかかわらず、次に掲げる者とする。その任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、設立日から平成15年9月30日までとする。

理事長 窪田陽一
副理事長 中津原努
理事 奈良吉倫
相澤幸寛
安部邦昭
五十嵐曉郎
石田武
伊藤進
小川早枝子
桑田仁
小林昭雄
齋藤侑男
佐藤裕
鈴木清史
瀬尾弘美
高間讓治
月岡正夫
中田淳一
中村誠
星野賢一
三浦匡史
若林祥文
監事 山中知彦
水口俊典

3 本法人の設立当初の事業年度は、第29条の規定にかかわらず、設立日から平成14年9月30日までとする。

4 本法人の設立当初の事業年度の事業計画および収支予算は、第30条第1項の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

5 本法人の設立当初における正会員の年会費は、第8条第2項の規定にかかわらず、1万円とする。

6 本法人の設立により、新世紀都市計画研究会の一切の財産は、この法人が継承する。

附則 平成30年4月16日改訂

令和3-4年度特定非営利活動に係る活動予算書

(令和3年10月1日から令和4年9月30日まで)

特定非営利活動法人 都市づくりNPOさいたま

(単位：円・税込み)

科 目	金 額		
[収入の部]			
1. 会費収入		323,000	
正会員会費収入	290,000		
賛助会員会費収入	33,000		
2. 事業収入		510,000	
調査研究事業	450,000		
情報受発信事業	60,000		
普及、人材育成事業	0		
コーディネート、ファシリテート事業	0		
市民のまちづくり活動に対する支援事業	0		
3. 補助金等収入	200,000	200,000	
4. 寄付金等収入	10,000	10,000	
5. 雑収入		100	
受取利息	100		
当期収入合計 (A)			1,043,100
[支出の部]			
1. 事業費		700,000	
事業支出 (直接経費)	400,000		
支払報酬料金	0		
外注費	300,000		
その他事業支出	0		
2. 管理費		1,285,000	
人件費 (事務局担当者給与・報酬)	1,200,000		
事務消耗品費	10,000		
事務所経費 (レンタルスペース)	5,000		
会議費	10,000		
通信運搬費	5,000		
旅費交通費	2,000		
広告宣伝費	0		
保険料	0		
租税公課 (印紙税等)	1,000		
諸会費	50,000		
支払手数料	2,000		
徴収不能会費	0		
3. 予備費		0	
当期支出合計 (B)			1,985,000
税引前当期収支差額 (A) - (B)			▲ 941,900
前期繰越収支差額 (C)			7,049,972
法人税、住民税及び事業税 (D)			70,000
次期繰越収支差額 (A) - (B) + (C) - (D)			6,038,072

活動計算書

(単位：円)

都市づくりNPOさいたま

自 2020年10月 1日 至 2021年 9月30日

【経常収益】			
【受取会費】			
正会員受取会費	330,000		
賛助会員受取会費	<u>39,000</u>	369,000	
【受取寄付金】			
受取寄付金		2,000	
【受取助成金等】			
受取補助金		100,000	
【事業収益】			
事業 収益		4,578,729	
【その他収益】			
受取 利息	60		
他部門会計収入	<u>3,144,881</u>	<u>3,144,941</u>	
経常収益 計			8,194,670
【経常費用】			
【事業費】			
(人件費)			
人件費計	<u>0</u>		
(その他経費)			
事業 支出	40,175		
支払手数料(事業)	2,000		
外注費	<u>3,434,456</u>		
その他経費計	<u>3,476,631</u>		
事業費 計		3,476,631	
【管理費】			
(人件費)			
給料 手当	<u>1,800,000</u>		
人件費計	<u>1,800,000</u>		
(その他経費)			
会議費	2,627		
旅費交通費	728		
通信運搬費	37,407		
消耗品 費	97,669		
賃借料	4,474		
広告宣伝費	184,857		
諸会費	50,000		
支払手数料	12,900		
徴収不能額	43,000		
他部門会計支出	<u>3,144,881</u>		
その他経費計	<u>3,578,543</u>		
管理費 計		<u>5,378,543</u>	
経常費用 計			8,855,174
当期経常増減額			<u>△660,504</u>
【経常外収益】			
経常外収益 計			0
【経常外費用】			

活動計算書

(単位：円)

都市づくりNPOさいたま

自 2020年10月 1日 至 2021年 9月30日

経常外費用 計	0
税引前当期正味財産増減額	△660,504
法人税、住民税及び事業税	119,800
当期正味財産増減額	△780,304
前期繰越正味財産額	7,830,276
次期繰越正味財産額	7,049,972